

災害事例
と
その対策
No.8

フォークリフト後部から振り落とされ、 その下敷きになる

1. 事業の種類 道路貨物運送業
2. 労働者数 47名（男性45名 女性2名）
3. 被災者 トラック運転者 男性31歳 勤続5年 経験10年
4. 傷病名 頭部、脳部、腰部、脳幹部挫滅（圧迫死）
5. 災害発生状況
 - (1) 被災前日、N産業ではA市のM石材工業へ輸送する墓石用石材8個を自社のトレーラー3台に積込んだ。
 - (2) 被災当日、午前5時30分頃、被災者ほか2名は3台のトレーラーに分乗しA市に向け出発、午前9時頃、M石材工業の資材置場に到着した。
 - (3) 直ちに、M石材工業の所属作業員Hが運転操作する4tカウンタバランスフォークリフトを用いて1台目、2台目のトレーラーの墓石用石材を卸し終えた。
 - (4) 3台目である被災者が運転してきたトレーラーの墓石用石材を卸すことになり、先ず1個目の墓石用石材（3.1m×1.12m×0.95m、重量約7.9t）を卸すことになった。墓石用石材の重量はフォークリフトの積載能力を超えているため、フワフワと後輪が浮いた状態になるため、被災者がフォークリフト後部にあるカウンタウエイトの窪みに足を掛け被災者自身がウエイト変わりになってなんとかトレーラーより約5m離れた地点に卸すことができた。
 - (5) 次に、2個目の墓石用石材（3.07m×1.02m×0.96m、重量約8.1t）を卸すことになり、トレーラー荷台よりフォークリフトのフォークに載せたが、1個目より重いため前傾したままであり、被災者とフォークリフト運転者の2名で近くにあった石材（0.6m×0.32m×0.1m、重量約71kgと0.45m×0.24m×0.17m、重量約69kg）2個の合計重量約140kgをフォークリフト後部に載せ、更に、被災者がカウンタウエイトの窪みに乗ってトレーラーより約7m離れた地点まで来たところ、またフォークリフトの後輪がフワフワした状態になったので、被災者は、自分のトラック荷台の後片づけをしていたKを手招きし、2名でフォークリフト後部にカウンタウエイトがわりに乗った。
 - (6) 荷卸し予定地点まで到着し墓石用石材を卸そうとした時、突然フォークリフトが前倒した状態になり、その反動でフォークリフトの爪から墓石用石材が転がり落ちたことによって、フォークリフトはバランスが崩れ後ろへ約1.6m飛び跳ねた状態となり、その衝撃で上に乗っていた被災者と同僚のKは振り落とされた。
 - (7) 同僚のKは飛び降りて難を逃れたが、被災者は仰向けの状態でフォークリフトの下敷きになり被災した。
6. 災害発生の原因
 - (1) フォークリフトの乗車席以外の場所にカウンタウエイトがわりに乗車したこと。
 - (2) 最大荷重4tのフォークリフトに許容荷重を超えた荷物を積載したこと。
 - (3) 最大荷重1t以上のフォークリフト運転業務に無資格者を業務に就かせたこと。

7. 災害防止対策

- (1) フォークリフトの運転業務には法定の資格のある者を従事させる。
- (2) フォークリフトには許容荷重を超える荷を積載しないこと。このため、運ばれてくる荷の重量に対応する能力のある荷役機械を用いる。
- (3) フォークリフトには、乗車席以外には作業者を乗せない。
- (4) 車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、作業計画を定め、当該計画により作業を行わせる。
- (5) 作業指揮者を選任し、作業を指揮させる。

(関係法令)

＝労働安全衛生法＝

・第61条（就業制限）

事業者は、政令で定める業務については、都道府県の労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならない。

＝労働安全衛生法施行令＝

・第20条（就業制限に係る業務）

法第61条第1項の政令で定める業務は次のとおりとする。

11 最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転の業務

